七　酒税法の一部改正関係

1　酒類の定義について、次の見直しを行うこととした。（酒税法第三条関係）

㈠　ビールの麦芽比率を五〇パーセント以上（改正前六七パーセント以上）に引き下げる。

㈡　ビールの範囲に、ビールにホップ又は一定の物品を加えて発酵させたもの（麦芽比率が五〇パーセント以上であり、かつ、一定の物品の重量の合計が麦芽の重量の五パーセントを超えないものに限る。）を加える。

㈢　果実酒の範囲に、果実酒に一定の植物を浸してその成分を浸出させたものを加える。

㈣　発泡酒の範囲に、次の酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が二〇度未満のものに限る。）を加える。

(1)　ホップ又は一定の苦味料を原料の一部とした酒類

(2)　香味、色沢その他の性状がビールに類似する一定の酒類

2　酒税の税率構造の見直し（酒税法第二三条関係）

㈠　次の種類の酒類に係る酒税の税率を、次のように改めることとした。

種類	改正前（各一キロリットル当たり）	改正後
発泡性酒類	二二万円	一五万五、〇〇〇円
醸造酒類	一四万円	一〇万円
混成酒類	二二万円	二〇万円

（アルコール分二一度以上の混成酒類に係るアルコール度数による加算税率については、アルコール分一度当たり一万円（改正前一万一、〇〇〇円）とする。）

㈡　発泡性酒類のうちその他の発泡性酒類については、その税率を、一キロリットル当たり一〇万円（改正前八万円）に改めることとした。

㈢　右記㈠及び㈡の見直しに伴い、酒税の税率に係る次の経過措置を講ずることとした。（附則第三六条関係）

(1)　平成三二年一〇月一日から平成三五年九月三〇日までの間における次の酒類に係る酒税の税率は、右記㈠及び㈡の税率にかかわらず、次のとおりとする。

イ　発泡性酒類　二〇万円

ロ　イの発泡性酒類のうち次の酒類

(イ)　発泡酒（麦芽比率二五パーセント以上五〇パーセント未満でアルコール分一〇度未満のものに限る。）　一六万七、一二五円

(ロ)　発泡酒（麦芽比率二五パーセント未満でアルコール分一〇度未満のものに限る。）　一三万四、二五〇円

(ハ)　その他の発泡性酒類（旧酒税法第二三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。）　一〇万八、〇〇〇円

(ニ)　その他の発泡性酒類（ホップ又は一定の苦味料を原料の一部としたものを除く。）　八万円

ハ　醸造酒類　一二万円

ニ　ハの醸造酒類のうち次の酒類

(イ)　清酒　一一万円

(ロ)　果実酒　九万円

(2)　平成三五年一〇月一日から平成三八年九月三〇日までの間における次の酒類に係る酒税の税率は、右記㈠及び㈡の税率にかかわらず、次のとおりとする。

イ　発泡性酒類　一八万一、〇〇〇円

ロ　イの発泡性酒類のうち次の酒類

(イ)　発泡酒（麦芽比率二五パーセント以上五〇パーセント未満でアルコール分一〇度未満のものに限る。）　一五万五、〇〇〇円

(ロ)　発泡酒（麦芽比率二五パーセント未満でアルコール分一〇度未満のもの並びに旧酒税法第二三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。）　一三万四、二五〇円

(ハ)　その他の発泡性酒類　八万円

3　手持品課税等（附則第三九条関係）

㈠　平成三二年一〇月一日、平成三五年一〇月一日及び平成三八年一〇月一日（左記㈡において「税率改正の日」という。）において、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で税率の引上げが行われる酒類を一定数量以上所持する酒類の製造者又は販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。

㈡　右記㈠の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者が、税率改正の日において、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で税率の引下げが行われる酒類を所持する場合には、税率の引下げ分の酒税に相当する金額を右記㈠の酒税額の合計額から控除することとした。

八　国税通則法の一部改正関係

1　国税の犯則調査手続について、次のとおり見直しを行うとともに、その規定を国税通則法（改正前国税犯則取締法）に編入することとした。

㈠　電磁的記録に係る証拠収集手続について、次の措置を講ずる。

(1)　電磁的記録を保管する者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることができる。（国税通則法第一三二条関係）

(2)　差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で作成等をした電磁的記録等を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機等に複写した上、当該電子計算機等を差し押さえることができる。（国税通則法第一三二条関係）

(3)　差押え等をするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者等に対し、通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三〇日（特に必要があって延長する場合には、通じて六〇日）を超えない期間を定めて、消去しないよう求めることができる。（国税通則法第一三四条関係）

(4)　差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、その差押えに代えて、当該記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写、印刷又は移転の上、当該他の記録媒体を差し押さえることができる。（国税通則法第一三六条関係）

(5)　臨検すべき物件等が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、臨検等を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。（国税通則法第一三八条関係）

㈡　犯則嫌疑者等が置き去った物件を検査し、又は領置することができることとする。（国税通則法第一三一条関係）

㈢　許可状の交付を受けて、通信事務を取り扱う者が保管等をする郵便物等について差し押さえることができることとし、その処分をした場合においては、その旨を発信人等に通知することとする。（国税通則法第一三三条関係）

㈣　領置物件等の返還を受けるべき者の住所が不明等の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を公告し、当該公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属することとする。（国税通則法第一四五条関係）